

## ○北村山視聴覚教育センタードローン管理運用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、北村山視聴覚教育センターで所有するドローンの運用に当たり、航空法等関係法令に定めるもののほか、管理運用に関し必要な事項を定めることにより、ドローンの安全で効果的な運用を目的とする。

### (定義)

第2条 この規定において、ドローンとは航空法で規定される無人飛行機のうち、カメラを搭載し映像転送機能を活用した空撮や物資運搬等の運用が可能なものをいう。

ただし、機体の重量（機体本体の重量及びバッテリー重量の合計）が200グラム未満のものは除く。

### (運用の範囲)

第3条 ドローンは、当センターの撮影業務及び北村山管内の学校教育関係機関、社会教育関係機関、その他教育長が適当と認めた団体からの申請による。

ただし、教育長が特に必要と認めるときは、その必要と認める範囲内で運用する。

### (操縦)

第4条 ドローンを操縦することができる者は、北村山視聴覚教育センター職員のみとし、関係法令等を遵守のうえ操縦する。

ただし、教育長が特に必要と認めるときは、その必要と認める者が操縦できるものとする。

### (運用申請手続き)

第5条 ドローンを飛行しての撮影を申請する者は、以下の手順で行うこととする。

(1) 航空法による許可・承認が必要な場合は、国土交通省の無人航空機飛行許可申請を行い、許可・承認を受ける。

(2) 飛行区域が依頼者のものではなく、法令等で規制がある場合は、関係法令に則し関係機関、地権者等からの許可、同意、承認を得たうえで申請を行う。

(3) 飛行許可申請書（別記様式）に必要事項を記入し、許可書等を添えて北村山広域行政事務組合教育委員会に提出する。

提出期限は原則として飛行予定の2週間前迄とする。

(4) 申請者は必要に応じて、飛行場所の周辺住民に対するドローン飛行についての事前周知及び当日の周知を行うものとする。

(5) 第3項の申請があったときは、その内容を審査し、支障がないと認めたときは、運用する。

### (遵守事項)

第6条 飛行を実施するときは、事故防止に努めるとともに、次に掲げる事項を遵守して行うこととする。

(1) 申請者は、ドローンの飛行に同行し、許可書等を携行する。

(2) ドローンを飛行させる際には、航空法等関係法令を遵守し、安全確保に最大限配慮する。

(映像等)

第7条

ドローンで撮影した映像等についてはプライバシー及び個人情報の保護に十分に注意するものとする。

(その他)

第8条

この要綱に定めるもののほか、ドローンの管理運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月20日から施行する。

## 飛行許可申請書

令和 年 月 日

北村山広域行政事務組合教育委員会 あて

団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

下記の通り無人航空機の飛行および撮影を申請します。

飛行の日時	月 日 ( ) 午 時 分 ~ 午 時 分
予備日	月 日 ( ) 午 時 分 ~ 午 時 分
飛行の目的	
映像使用の用途	
航空法による許可・承認	<input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 実施不要
地権者からの許可・同意・承認	<input type="checkbox"/> 実施済み <input type="checkbox"/> 実施不要
飛行の経路	※図面添付下さい。

## 航空法による許可・承認について

- 1 許可…空港等周辺や地表・水面から 150m 以上の空域、人口集中地区の上空で無人航空機を飛行させようとする場合。
- 2 承認…以下の方法によらずに無人航空機を飛行させようとする場合。
  - ・ 日中に飛行させること。
  - ・ 目視範囲内で無人航空機とその周囲を常時監視して飛行させること。
  - ・ 人又は建物、車両などの物件との間に距離 (30m) を保って飛行させること。
  - ・ 祭礼、縁日など多数の人が集まる催し場所の上空で飛行させないこと。
  - ・ 爆発物など危険物を輸送しないこと。
  - ・ 無人航空機から物を投下しないこと。